

府政経運第379号  
令和3年12月3日

経済財政諮問会議議長  
岸田 文雄 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄  
(公 印 省 略)

内閣府設置法第19条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり  
諮問する。

諮問第46号

「令和4年度予算編成の基本方針」いかん。